

納税は便利な口座振替をご利用ください

口座振替の届けは「税目」ごとに必要です

例えばこれまで固定資産税を口座振替にしている、新たに市県民税が課税になった人が市県民税の口座振替を希望する場合、市県民税について新たに「口座振替依頼書」を届けていただくこととなります。届けがあった翌月納期分から口座振替を開始します。

依頼書は合志庁舎・西合志庁舎・須屋支所・泉ヶ丘支所および市内金融機関窓口へ備え付けています。

口座振替は、每期ごとに金融機関へ支払に出向く手間が省け、また、納付忘れの心配がありません。

ぜひ、ご利用ください。

6月に市税3税の平成19年度納付通知書を送付します

問い合わせ先 税務課(合志庁舎) ☎248-1114

税目	市県民税	固定資産税	国民健康保険税
納付書はいつ届くの？	6月に8期割の納税通知書兼納付書つづりを一括で送付します。このつづりで1年分の納付をしていただきますので、紛失などにご注意ください。	市県民税と同じ送付方法です。	6月に納税通知書と第1期納付書を送付し、7月から翌年1月まで毎月各期納付書を送付します。
納期は何回？	6月から翌1月までの8回です。納期限は第7期(12月25日)を除いて、原則、月末日となります。(3税目共通)		
口座振替の場合は？	6月に納税通知書を送付します。口座振替日は納期限と同日となります。(3税目共通)		

※固定資産税の納付書 (旧合志町・旧西合志町の両方に固定資産を所有している人)

平成18年度は旧町分(合志・西合志)2通の納税通知書を送付しましたが、平成19年度は合算した1通の納税通知書を送付します。

なお、昨年度同様に2通届いた場合は、お手数ですがご連絡ください。

水道週間

6月1日(金)~7日(木)

“水道がうるおす日々の健やかさ”

問い合わせ先 上下水道課 庶務料金班(合志庁舎) ☎248-1232

毎年6月1日から7日までは水道週間です。この週間は、水道について理解と認識を深めてもらうことを目的として全国一斉に行なわれています。

本市を含めた熊本地域は、生活用水のほぼ100%が地下水でまかなわれています。

水は、わたしたち人間をはじめ、地球上に生きるすべての生物にとって欠かすことのできないものです。蛇口をひねれば水が得られる現代の生活の中で、水は無限にあるかのように思っていないませんか。

しかし、水は限りある資源です。

自然の恵みを受けて生活を営む上で限りある水資源を大切に使いましょう。

現在、水道局では安定して水をお届けするため、施設の整備や配水管の布設替など多額の経費を要しています。その資金は国からの借入金と皆さんからいただく水道料金でまかなわれており、常に効率的な管理運営に努めています。

心豊かな合志市に 憲章制定

合志市 市民憲章

わたしたちは「志」を「合」せて協働によるまちづくりをすすめるため合志市市民憲章を定めます

1. 自然を愛し 環境にやさしい 美しいまちをつくります
1. 伝統文化を大切に 思いやりの心を育む 誇れるまちをつくります
1. 健康で勤労を尊び 心身が潤う 豊かなまちをつくります
1. きまりを守り 秩序ある 住みよいまちをつくります
1. 未来を託す子どもたちを見守り みんなで育てるまちをつくります

制定：平成19年3月20日 第1回合志市議会

合志市 子ども憲章

一人ひとりの幸せと 緑豊かな合志市の輝かしい未来を担うべく私たちは 合志市を誇りに思い 互いに手をとりあい 誰もが大切にされる合志市にすることを誓い ここに「合志市子ども憲章」を定めます

- 命 : わたしたちは 平和と愛と命を大切に し 明るく健康な生活をします
- 夢 : わたしたちは 夢や希望を持ち 未来と 自立に向かって努力します
- 挨拶 : わたしたちは さわやかな挨拶をし 感謝の心を大切にします
- 友だち : わたしたちは 思いやりの心を持ち 一人ひとりの人権を大切に し 友情の輪を広がります
- 自然環境 : わたしたちは 郷土の緑豊かな自然を大切に し 環境にやさしい生活を送ります

制定：平成19年2月17日 第1回合志市子ども議会

『合志市市民憲章』と『合志市子ども憲章』が制定されました！
市民憲章は、合志市の一体化を目指し、こころざしを合わせ、市民が一つになって協働によるまちづくりをすすめる熱意が込められています。
子ども憲章は、市内小・中学校10校の児童・生徒が主になって策定したもので、「大切にしていきたいこと」、「集団生活や社会生活の中で必要なこと」、「自らの向上を目指すこと」、の3つの基本理念からできています。

◎こんなときは届出を

- 引越しするときや水道を一時止めるとき(休止届)
- 引越して来たときや一時水道を使うとき(開始届)
- 所有者や使用者の名義が変わったとき(名義変更届)

◎検針にご協力ください

- (毎月20日~末日)
- 水道メーターボックスの近くに犬をつないだり、物を置いたりしないようにお願いします。
 - 検針に支障のないようにメーター器周辺の清掃や植木の剪定などをお願いします。

◎漏水にご注意を

- 漏水を放置すると上(下)水道料金が高額になるばかりでなく、限りある資源を無駄にすることになりますので、早期発見・修理をお願いします。修理などは市の指定工事店へ。
- 漏水の発見(水道メーター)



水道の蛇口などを全部止めてもパイロットが動いていれば、どこかに水漏れがあることになります。

◎水道メーターの取替え

- 水道のメーターは、計量法により8年ごとの検定が定められています。
- 水道局では、毎年計画的に取替えを行っていますので、その際は、ご協力をお願いします。

◎水質検査

市内の各水源地・配水池から採取した原水・浄水は、毎日検査(色・濁り・残留塩素)、毎月検査(9項目)、年3回検査(浄水21項目)、年1回検査(原水40項目、浄水50項目)による水質検査を行っており、すべて水質基準に適合しています。